

## 高校生世代への児童手当支給事業の実施について

## 1 趣旨・目的

中学校卒業後は、児童にかかる教育費や食費等の経済的負担が大きくなる一方で、公的な支援が少なくなっていることを踏まえ、高校生世代の児童が、安心して生活し健やかに成長できるよう、市独自の取組として、高校生世代に児童手当を支給するもの。

## 2 事業の概要

項目	内容
手当の名称	明石市高校生世代への児童手当
支給対象者	明石市内に住民票のある16歳から18歳までの児童 (中学校卒業後の最初の4月から18歳になる年度の3月末まで) ※ 児童及び児童の保護者の所得、児童の就学・就労・婚姻の有無による制限はありません。
対象人数	約7,600人
給付額	月額5,000円
支給月	年3回（児童手当の支給月と同様に6月、10月、2月に支給） ※ 令和5年度は、10月（4月分～9月分）と令和6年2月（10月分～1月分）に支給します。
予算	給付金 456,000千円 事務費 26,400千円

## 3 今後のスケジュール

日程	内容
8月	・市ホームページ等で広報 ・対象となる方へ申請書（電子申請可）を送付 ・申請受付開始
10月	・4月～9月分支給
令和6年2月	・10月～1月分支給